

別府市告示第 456 号

公 示 送 達 書

高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により、次の者の書類を公示送達します。

なお、上記の書類は市役所で保管していますので、送達を受けるべき者にいつでも交付しますが、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日の経過をもって、その書類の送達があったものとみなします。

令和8年10月1日

大分県別府市長 長野 恭紘



氏 名	書 類			
	賦課年度	課税年度	税目	種類
箱田 恭子	令和8年度	令和8年度	後期高齢者医療保険料	還付確認票

備考 この掲示をはじめた日から起算して7日を経過したとき、別紙の書類の送達があったものとみなされます。